

社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等

社会保険(健康保険及び厚生年金保険)・労働保険(雇用保険)の加入に係る確認等については、次のとおりとする。

なお、朱書き部分の説明・様式を修正していますので、お間違えないように御留意ください。

1 建設工事競争入札に係る参加資格条件に次に定める届出の義務を履行し、かつ、規定の保険料の未納がないことを確認する。

- 健康保険法第48条の規定による届出の義務
  - 厚生年金保険法第27条の規定による届出の義務
  - 雇用保険法第7条の規定による届出の義務
- ※工種「遊具」のみで登録している業者で建設業許可を受けていない業者は対象外とする。

2 確認書類

(1) 加入

- 建設業法施行規則第21条の4に規定する通知書の写し(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書:別添1)による。
- ただし、加入期間が2年に満たない社会保険等については、①の書類に加え次の書類による。
  - 健康保険(次のいずれかの書類)
    - 日本年金機構又は健康保険組合が発行する適用事業所の新規適用年月日の証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの:別添2)の写し
    - 当該被保険者資格取得届(受領印のあるもの)の写し(別添3)
  - 厚生年金(次のいずれかの書類)
    - 日本年金機構が発行する適用事業所の新規適用年月日の証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの:別添2)の写し
    - 当該被保険者資格取得届(受領印のあるもの)の写し(別添3)
  - 雇用保険(次のいずれかの書類)
    - 労働局が発行する新規成立年月日の証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの:別添4)の写し
    - 雇用保険適用事業所設置届事業主控(受領印のあるもの)の写し(別添5-1)
    - 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し(別添5-2)
- また、健康保険について、厚生労働大臣から適用除外承認を受けて国民健康保険に加入している場合は、①の書類のみとし、「適用除外承認申請書」(受領印のあるもの。写し)の提出は不要とする。
- なお、社会保険・雇用保険の届出義務がない場合は、①の書類に加え当該届出の義務がない旨の「申立書(別添6)」による。

(2) 未納がないこと

原則として過去2年間の保険料を対象とし、下表のとおり該当する区分について、枠内のいずれかの書類とする。

また、健康保険及び厚生年金について未納がないことの証明を日本年金機構に申請する場合には、日本年金機構のホームページをご参照ください。

日本年金機構のホームページ: <http://www.nenkin.go.jp/n/www/sinsei/index8.jsp>

■ 健康保険 (県又は国は、通知書標記が広島県許可の場合は「除外」、国許可の場合は「有」と表記されることを示す。)

加入義務	健康保険への加入の有無		未納がないことの確認書類		競争入札参加資格	
			経営事項審査結果通知書標記	未納		加入期間が2年未満の場合
有 ・個人事業所で常時5人以上雇用 ・法人	加入		有	・日本年金機構若しくは健康保険組合が発行する、直前2年間について未納がないことの証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの:別添7-1(出力区分:一括用のみ)の申請による別添7-2の証明)の写し、健康保険組合の場合は別添7-3の写し 又は ・競争入札参加資格確認申請書提出日の3か月前の日以降の日が納入期限となっているものから直前2年間分の保険料の領収書の写しのいずれか	・日本年金機構若しくは健康保険組合が発行する、加入の日から証明日までの期間について未納がないことの証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの:別添7-1(出力区分:一括用のみ)の申請による別添7-2の証明)の写し、健康保険組合の場合は別添7-3の写し 又は ・加入の日から競争入札参加資格確認申請書提出日の3か月前の日以降の日が納入期限となっているものまでの保険料の領収書の写しのいずれか	有
			無	-	同上	
	未加入	国民健康保険加入 ・建設国保など	県除外 国 有 ・厚生年金加入の場合	・当該国民健康保険組合が発行する、直前2年間について未納がないことの証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの:別添8)の写し 又は ・競争入札参加資格確認申請書提出日の3か月前の日以降の日が納入期限となっているものから直前2年間分の保険料の領収書の写しのいずれか	・当該国民健康保険組合が発行する、加入の日から証明日までの期間について未納がないことの証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの:別添8)の写し 又は ・加入の日から競争入札参加資格確認申請書提出日の3か月前の日以降の日が納入期限となっているものまでの保険料の領収書の写しのいずれか	無
無 ・個人事業所で常時5人未満の雇用 など	加入 ・厚生労働大臣の認可		県除外 国 有	・日本年金機構若しくは健康保険組合が発行する、直前2年間について未納がないことの証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの:別添7-1(出力区分:一括用のみ)の申請による別添7-2の証明)の写し、健康保険組合の場合は別添7-3の写し 又は ・競争入札参加資格確認申請書提出日の3か月前の日以降の日が納入期限となっているものから直前2年間分の保険料の領収書の写しのいずれか	・日本年金機構若しくは健康保険組合が発行する、加入の日から証明日までの期間について未納がないことの証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの:別添7-1(出力区分:一括用のみ)の申請による別添7-2の証明)の写し、健康保険組合の場合は別添7-3の写し 又は ・加入の日から競争入札参加資格確認申請書提出日の3か月前の日以降の日が納入期限となっているものまでの保険料の領収書の写しのいずれか	有
			未加入	国民健康保険加入 ・建設国保など	除外	

■ 厚生年金保険

加入義務	厚生年金への加入の有無	未納がないことの確認書類		競争入札参加資格	
		経営事項審査結果通知書標記	未納		加入期間が2年未満の場合
有 ・個人事業所で常時5人以上雇用 ・法人	加入	有	・日本年金機構が発行する、直前2年間について未納がないことの証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの:別添7-1(出力区分:一括用のみ)の申請による別添7-2の証明)の写し  又は  ・競争入札参加資格確認申請書提出日の3か月前の日以降の日が納入期限となっているものから直前2年間分の保険料の領収書の写し  のいずれか	・日本年金機構が発行する、加入の日から証明日までの期間について未納がないことの証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの:別添7-1(出力区分:一括用のみ)の申請による別添7-2の証明)の写し  又は  ・加入の日から競争入札参加資格確認申請書提出日の3か月前の日以降の日が納入期限となっているものまでの保険料の領収書の写し  のいずれか	有
	未加入	無	-	同上	
無 ・個人事業所で常時5人未満の雇用 ・70才以上 など	加入 ・厚生労働大臣の認可	有	・日本年金機構が発行する、直前2年間について未納がないことの証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの:別添7-1(出力区分:一括用のみ)の申請による別添7-2の証明)の写し  又は  ・競争入札参加資格確認申請書提出日の3か月前の日以降の日が納入期限となっているものから直前2年間分の保険料の領収書の写し  のいずれか	・日本年金機構が発行する、加入の日から証明日までの期間について未納がないことの証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの:別添7-1(出力区分:一括用のみ)の申請による別添7-2の証明)の写し  又は  ・加入の日から競争入札参加資格確認申請書提出日の3か月前の日以降の日が納入期限となっているものまでの保険料の領収書の写し  のいずれか	有
	未加入 — 国民年金加入	除外	-	-	

■ 雇用保険

加入義務	雇用保険への加入の有無	未納がないことの確認書類		競争入札参加資格	
		経営事項審査結果通知書標記	未納		加入期間が2年未満の場合
有 ・労働者が雇用される事業	加入	有	・労働局若しくは労働保険事務組合が発行する、直前2年間について未納がないことの証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの:別添4)の写し(ただし、広島労働局が発行する、有効期限が記載された証明書については、当該有効期限までは提出を有効とする。)  又は  ・競争入札参加資格確認申請書提出日の3か月前の日以降の日から直前2年間分の保険料の領収書の写し  のいずれか	・労働局若しくは労働保険事務組合が発行する新規成立日から証明日までの期間について未納がないことの証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの:別添4)の写し(ただし、広島労働局が発行する、有効期限が記載された証明書については、当該有効期限までは提出を有効とする。)  又は  ・加入の日から競争入札参加資格確認申請書提出日の3か月前の日以降の日までの領収書の写し  のいずれか	有
	未加入	無	-	同上	
無 ・1週間の所定労働時間が20時間未満 ・同一事業主に継続して31日以上雇用される見込みがないもの など	未加入	除外	-	-	有